

# 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援に係る追加要望調査の概要

## 1 趣旨

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）することを目的に、実需者との結び付きの下で需要の創出・拡大に向けた実需者の製造機械・施設整備等を支援するため、要望調査を実施します。

## 2 事業の概要

### (1) 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。以下同様。）を支援する。

### (2) 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援

プランに参画する実需者が、

①輸出先国において高品質な新市場開拓用米の安定供給体制の確保等

②新市場開拓用米の海外実需者への安定供給のために農業者、農業者団体及び集出荷業者（以下「農業者等」という。）と複数年契約（契約期間が3年以上であり、かつ、年当たりの新市場開拓用米の契約数量が増加するものに限る。以下同様。）を締結する場合の販売リスクの低減

のために必要となる機械・施設の整備を支援する。

## 3 要望調査対象事業等

事業実施主体	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者（食品製造事業者等）
支援対象となる機械・施設	(1) 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 輸出拡大や国産農産物のシェア拡大のために必要となる農産物処理加工等施設や集出荷貯蔵施設
	(2) 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援 輸出先国における新市場開拓用米の安定供給体制の確保等に必要となる農産物処理加工施設や複数年契約を通じた新市場開拓用米の安定供給に伴うリスク低減のために必要となる集出荷貯蔵施設
補助率及び補助上限額	(1) 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援 補助率：1/2 以内 補助上限額：2 億円
	(2) 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援 補助率：1/2 以内 補助上限額：1.5 億円

採択要件	<p>(1) 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体は少なくとも1つ以上の地域協議会が策定したプランに参画する実需者であること</li> <li>・事業実施主体は <b>GFP</b> 又は <b>KKP</b> に登録していること</li> <li>・整備する施設等において出荷する農産物・加工品の原料農産物のうち、プランに参画する農業者が水田で生産する農産物が占める割合が成果目標年度において <b>50%</b>以上であること</li> <li>・輸出拡大のために整備する施設等については、出荷する農産物・加工品のうち輸出仕向けの割合が成果目標年度において <b>20%</b>以上であること</li> <li>・国産シェア拡大のために整備する施設等については、輸入農産物からの置き換えを図るものであること（出荷農産物の国産割合又は出荷加工品の国産原材料割合を拡大すること）</li> <li>・ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財政状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと</li> </ul> <p>(2) 新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体は少なくとも1つ以上の地域協議会が策定したプランに参画する実需者であること</li> <li>・事業実施主体は <b>GFP</b> 又は <b>KKP</b> に登録していること</li> <li>・整備する施設等において出荷等をするコメのうち、新市場開拓用米の割合が成果目標年度において <b>20%</b>以上であること</li> <li>・整備する施設等において出荷等をする新市場開拓用米のうち、プランに参画する農業者等が生産する新市場開拓用米が占める割合が成果目標年度において <b>50%</b>以上であること</li> <li>・国内外の保管施設の整備にあつては、事業実施主体が販売契約を締結している新市場開拓用米のうち、少なくとも <b>20%</b>以上が自身の参画するプランに参画する農業者等と締結した販売契約であつて、かつ、当該販売契約が複数年契約によるもの（又は複数年契約を締結する計画を有するもの）であること</li> <li>・ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財政状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと</li> </ul>
目標年度	令和8年度

#### 4 要望期限及び提出物

(1) 要望期限

令和4年8月24日(水)

(2) 提出物

①別紙様式1-2「要望調査表」

②需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

様式第9号「事業実施計画書」

③新市場開拓用米の複数年契約に取り組む実需者による施設等整備支援

様式第17号「事業実施計画書」

※②、③については、取組の内容によりいずれかを提出する。